

住みよいまちづくりをめざして

一般社団法人

北海道町内会連合会のご紹介

全道の町内会・自治会が結集する唯一の組織、
ともに住みよい北海道づくりをめざしています



北海道町内会連合会は、道内の市区町村を単位とした連合町内会等による **正会員** と、
単位町内会・自治会による **準会員** により構成されており、道内の町内会活動の活性化を図り、誰もが
安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざして、ご案内の「道町連共済」を含め、次のような事業を
全道的に展開しています。

- ①ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動
- ②災害に強いまちづくり全道運動
- ③全道・ブロック別町内会活動研究大会、
町内会活動実践者研修会の開催
- ④広報紙「住みよいまちづくり通信」の発行
- ⑤町内会活動に関する
調査の実施
- ⑥ホームページによる
情報の収集・提供
- ⑦道町連共済事業
- ⑧顕彰事業

●北海道町内会連合会への入会のご案内●

北海道町内会連合会への入会は、市区町村を単位とした連合会組織あるいは、地区別連合会組織等が対象です。しかし、上記の連合会組織がない、あるいは、入会の合意が得られない単位町内会・自治会は、「準会員」として北海道町内会連合会に入会いただけます。

正会員 とは、**市区町村を単位とした連合会、あるいは、地区連合会が対象です。**

準会員 とは、**単位町内会・自治会が対象です。**

上記の連合会がない、あるいは、入会の合意が得られない単位町内会・自治会が「準会員」として北海道町内会連合会に入会できます。

(準会員の会員権利)

- ①道町連共済への加入 ②広報紙の配付 ③研修会等の案内

正会員・準会員の 年会費

- 年会費は ①均等割 と ②世帯割の合算額
- 世帯割の100円未満は切り捨て

正会員 ①均等割 市区25,000円、町村15,000円
(※同一市区町村内で複数入会の場合は分担)

②世帯割 1円 (加入世帯数×1円)

準会員 ①均等割 200世帯未満の町内会 3,000円
200世帯以上の町内会 5,000円

②世帯割 1円 (正会員と同額)



【お問合せ先】

一般社団法人 **北海道町内会連合会**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7

TEL 011-271-3178 FAX 011-271-3956

事業内容・各種情報は、ホームページをご覧ください。ホームページ <http://www.d-choren.or.jp>

2021.2
発行

全道の町内会活動を支える

道町連共済のご案内

「道町連共済」は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する『一般社団法人北海道町内会連合会』の会員相互の助けあいの事業です。町内会関係者の長年の願いにより昭和58年にスタートしました。

北海道町内会連合会に入会する正会員組織、準会員組織に所属する町内会役員や町内会員の皆さんが、ひとり年200円の会費で「道町連共済」に加入いただけます。

1. 加入は

● 個人加入

町内会の会員で町内会活動に参加される方が対象です。

● 役職加入

町内会の役員をされている方が対象です。役職名で加入し、年度途中で他の方に役職を変わられても、「変更届」の提出でそのまま新しい方に継続できます。



※ 見舞金の内容は、個人加入・役職加入ともに同じです。

■ 代理が認められる場合…

町内会活動では、回覧板や広報紙の配付等、家族の方々が代わって役割を果たすことが多いため、加入者の代理活動中の事故に限り、同居する家族のうち1名を代理として認めています。

(例) ~班長として夫が加入者の場合~

○ 夫に代わり、妻が町内会費の徴収中にケガをした場合は見舞金の対象となります。

✕ 夫・妻・子どもの3人で町内会の夏祭りに参加し、子どもがケガをした場合は見舞金の対象となりません。

2. 共済会費と共済期間

● 共済会費

ひとり年200円

(年度途中の加入も同額)



● 共済期間

4月1日から翌年3月末日までの1年間

(年度途中の加入も3月末日まで)

3. 効力の発生は

共済の効力は、単位町内会が加入者をとりまとめ、加入者名簿を添えて共済会費を連合町内会(準会員の場合は本会事務局)に納入した翌日から発生します。

なお、4~5月の総会で役員改選する町内会が多いため、継続加入の町内会に限り、4月1日にさかのぼって効力が発生する2ヶ月間の遡及期間を設けています。

■ 共済の効力が失われる場合…

- 加入者が他市区町村に転居した場合
- 加入者が死亡した場合
- 会費が未納の場合
- 役職加入した方がその役職を終えた場合



4. 見舞金の内容

平成27年4月1日改正

見舞金の種類	支給額	条件
傷害見舞金	治療のために被害者が実際に負担した医療費	支給上限を10万円とする。医師の指示による薬代・補装具代も含む。
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合。
医師等の診断書(治癒証明書)文書料	一事故5,000円を限度に実費支給	通院した日が5日(1~5日)以内の事故は診断書(治癒証明書)が不要のため除く。

※注 医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。事故発生後180日以内に生じた場合。

※注 死亡見舞金A、後遺障害見舞金は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給されます。

5. 対象となる活動は

町内会の事業計画に基づいた活動中に、生じた事故が対象となります。また、事業計画になくても町内会の運営上慣例(例・回覧板の配付)となっている事業も対象となります。

●具体的な事業・行事

- ・町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動
- ・総会、役員会等の会議や町内会の研修会等
- ・町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等

●運営上慣例となる事業

- ・広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収、町内会の葬儀手伝い等



●活動の往復途中について

活動を行うために、自宅を出てから活動を終えて帰宅するまでを対象とします。町内会活動以外の私的な用事で移動経路を外れた場合は対象となりません。なお、自宅を出るとは自宅の敷地内を離れて公道に出た後、マンションなどの集合住宅は各世帯の玄関ドアを出た後のことをいいます。

●宿泊を伴う活動について

予定された行程・活動中の事故が対象。宿泊施設内での事故は移動・入浴等通常の宿泊行為のみが対象となり、活動以外の目的で移動経路を外れた場合や泥酔等当事者の私的・恣意的行為による事故は対象となりません。

6. 見舞金の対象とならない場合

次の場合は見舞金の対象となりません。ご注意ください。

①本人の故意、重大な過失で起こした事故

②町内会の事業計画にない活動中の事故

③自宅敷地内での事故

自宅での会議資料作成等、原則として、自宅内及び自宅敷地内で行われる活動は対象となりません。

④事故によらない疾病の場合

(24時間以内の死亡は除く)

本共済は「不慮の事故」や「事故によるケガ」に対して見舞金を支給しています。町内会活動中に「脳梗塞」や「急性心不全」等の「疾病」で倒れて入院・通院されても傷害見舞金の対象となりません。但し、24時間以内に死亡された場合に限り、死亡見舞金Bの対象となります。



⑤医師等の指示によらない治療の場合

医師等の指示によらない治療とは、医療機関または整骨院以外の治療をいいます。医療機関の指示を受けていないマッサージ治療院、カイロプラクティックセンター、鍼灸院等での治療は対象となりません。

⑥事故発生日から180日を超えた場合

見舞金請求は、事故発生日から180日以内に請求してください。

⑦医療費の自己負担がなかった場合

⑧交通事故の場合

但し、次の場合は見舞金の対象となります。

- ・死亡見舞金A、後遺障害見舞金
- ・医療費の自己負担がある場合

⑨頸部症候群や腰痛等の場合

医学的他覚所見がないときや町内会活動との因果関係が不明なときには対象となりません。

7. 加入手続きと見舞金請求手続きの窓口

正会員 の場合は、連合町内会が窓口です

- ・加入手続き 単位町内会が加入者名簿を作成し、連合町内会にお申込みください。連合町内会は単位町内会の加入申込みをとりまとめ、北海道町内会連合会に加入手続きをしてください。
- ・見舞金請求 見舞金請求は単位町内会長が事故報告者となり、連合町内会を通じて、北海道町内会連合会に請求してください。

準会員 の場合は、単位町内会が窓口です

- ・加入手続き 単位町内会が加入者名簿を作成し、北海道町内会連合会にお申込みください。
- ・見舞金請求 見舞金請求は単位町内会長が事故報告者となり、北海道町内会連合会に請求してください。

8. 見舞金請求の手続きは

●事故発生後の3つの確認

1. 被害者が道町連共済の会員(加入者)であること
代理の場合は、同居する家族で代理の活動中であることが条件
2. 町内会の事業計画に基づいた活動中の事故であること
3. 事故発生日から180日以内であること

●見舞金請求はいつするのか

1. 事故発生日から180日以内に請求を
①治癒後、事故発生日から180日以内に請求してください。
②治療中でも、事故発生日から180日経過した時点ですぐに請求してください。
2. 一事故に対する見舞金申請は1回限り
同一事故の再度申請はできません。
3. 死亡の場合、後遺障害が生じた場合は、請求窓口となる正会員・準会員組織を通じて本会に連絡を
①活動中の事故により180日以内に死亡された場合、②活動中24時間以内に疾病で死亡された場合、③事故発生日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、北海道町内会連合会に連絡してください。

●見舞金の送金はいつか

見舞金は、年4回(6・9・12・3月)の共済審査委員会の審査で決定のうえ、送金します。

※注意

通院した日が5日(1~5日)以内の事故は診断書(治癒証明書)が不要です。受診時の明細書と領収書を全て添付してください。「診断書(治癒証明書)」を添付されても、診断書(治癒証明書)文書料はお支払できませんので、ご注意ください。

見舞金請求に必要なもの

- ①共済見舞金支給申請書
- ②事故報告書
- ③診断書(治癒証明書)
通院5日以内の事故の場合は不要。診断書に替えて明細書と領収書が必要。(コピー可)
- ④事故の証明に参考となるもの
行事計画書、プログラム、会報、呼び掛け文書等のうち、いずれか一点
- ⑤医師等の診断書(治癒証明書)文書料の領収書
通院5日以内の事故の場合を除く。
- ⑥薬・補装具代の明細書と領収書(コピー可)



このような見舞金が支給されています

傷害見舞金 ~通院が5日以内の事故の場合~ 14,290円

74歳・男性

副会長として、町内会の見守り活動中に道路の段差につまずき転倒。左第5中足骨骨折と診断され、5日間通院しました。

(見舞金内訳)

※通院した日が5日以内の事故は、診断書(治癒証明書)の提出が不要です。
通院5日分：12,460円
薬代：630円
補装具代：1,200円
診断書に替えて明細書と領収書の提出が必要になります。(コピー可)

傷害見舞金 73,320円

71歳・女性

班長の夫の代理で、町内会の除雪費の集金中に凍結路面で足を滑らせて転倒。左橈骨遠位端骨折と診断され、12日間入院、13日間通院しました。

(見舞金内訳)

入院12日分：44,400円
通院13日分：24,060円
診断書料：4,860円

死亡見舞金A 200万円

77歳・男性

会長として、町内会配付用の広報紙を受け取り、帰宅途中に凍結路面で転倒。頭部を強打し、脳挫傷で約12時間後に死亡されました。

※死亡見舞金Aは、町内会活動中の外因・外傷の事故による死亡に対して支給。
(事故発生日から180日以内に死亡の場合に限る)

死亡見舞金B 10万円

62歳・男性

町内会の公園清掃の後片付け中に、体調不良を訴え帰宅。数時間後に、急性心臓死による死亡が確認されました。

※死亡見舞金Bは「死亡見舞金Aに該当しない活動中の死亡」に対して支給。
(発生日から24時間以内に死亡の場合に限る)

後遺障害見舞金 200万円

(200万円×100%=200万円)

76歳・男性

会長として、町内会の葬儀に参列後、帰宅途中の路上で車に跳ねられ、脳挫傷や慢性硬膜下血腫などで入院。神経系統の機能などに著しい障害を残したため、100%の後遺障害見舞金が支給されました。



Q&A「見舞金の対象となる場合・ならない場合」

Q1 同好会・老人クラブ・子ども会等の活動中の事故は?

A1 同好会等の活動が、町内会の部会活動と同様に位置づけられ、町内会の事業計画に明記されている場合。さらに、同好会等の活動費が、町内会の収支予算書に明記され、執行されている場合は対象となります。なお、助成金として執行されている場合は、別組織の活動と判断されるため、対象となりません。

Q2 町内会が協賛・後援している行事は?

A2 町内会が主体的に責任をもってかわる行事を町内会の行事として認めており、協賛・後援等名目だけのかかわりをもつ行事は認めていません。

Q3 町内会行事にかかる練習や準備中の事故は?

A3 行事にかかる練習や準備が町内会管理下中の事故の場合は対象となります。

Q4 単位町内会での加入の場合、連合町内会の行事での事故は?

A4 連合町内会の事業や行事は、単位町内会の事業の一環として考え、対象となります。